

登録料
年会費
無料

第一種電気工事士の皆さまへ

受講忘れのないよう登録を!

電気工事士法により5年以内に定期講習を受講することが義務づけられております。
また、受講をしない場合は法律に違反することになり、当該都道府県知事から
第一種工事士免状の返納を命ぜられることがあります。

登録者サービス
(事前登録された方)

◆ 受講期限3カ月前までに講習をお知らせいたします。

本サービスにご登録いただくだけで、忘れてしまいがちな受講期限をお知らせするとともに、さまざまな特典をご用意しています。

今すぐ登録!

登録は下記のいずれかの方法でお申込みください。

電話

03-3435-0897

免状番号、氏名等を連絡

(土日祝日を除く、
9:00～17:00)



ファックス

03-3435-0828

下記の登録用紙に記入して送信



インターネット

<http://www.eei.or.jp>

上記URLまたはQRコードより
アクセスして申し込みフォームに
必要事項を入力し
て送信!



【登録用紙】

免状番号	都道府県 第	号	定期講習を受講された方は、 最終受講履歴 (免状の記載をご確認ください)		
交付年月日	昭和・平成	年	月	日	
フリガナ			平成	年	月 日
氏名			生年月日	昭和・平成	年 月 日
現住所	〒				
	TEL:	(日中ご連絡がとれる番号をご記入ください)			
所属企業					

※ご記入頂いた個人情報第一種電気工事士定期講習にのみ使用し、他の目的には使用いたしません。

● お申込み先 ●

一般財団法人 電気工事技術講習センター
(指定講習機関第1号)

〒105-0004 東京都港区新橋4-7-2
6 東洋海事ビル4階

TEL : 03-3435-0897 FAX : 03-3435-0828

URL : <http://www.eei.or.jp>

— 実施協力団体 —

- ・全日本電気工業組合連合会
- ・各都道府県電気工事(業)工業組合